農業施策及び地域経済の振興について

(新潟県市長会)

大都市圏と地方の均衡ある発展を図り、地域経済の振興と活性化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ迅速な措置を講じられるよう強く要望する。

1 農業振興施策の充実について

- (1) 農業生産基盤整備等を計画的に推進するため、農業農村整備に係る所要額を当初予算において確保すること。
- (2) 農地の集積・集約を一層推進するため、農地中間管理機構関連農地整備事業について、予算を十分に確保すること。
- (3) 日本型直接支払制度について、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充を図り、十分な予算を確保するとともに、豪雪地域等の実情に応じた加算措置を講じること。
- (4) 水田活用の直接支払交付金について、地域の裁量を広げ、より産地の地域特性 に応じた戦略が反映できるよう、支援水準の維持・拡大に必要な予算を確保する とともに、早期に法制化すること。
- (5) 中山間地域等直接支払制度第5期対策について、高齢者農家からの参画を得ながら協定農用地面積を増加させ、更なる農地保全を図るため、協定途中で活動を中止した場合の遡及返還措置を撤廃すること。
- (6) 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域に対しては、中山間地域等直接支払制度 等の加算金を無条件で交付するとともに、補助率の嵩上げなど、指定棚田地域の 資源や特色を活かすための支援策を拡充すること。
- (7) やむを得ず農用地区域内において開発を行う場合や農業用排水施設の長寿命 化のための補修・更新をする場合等、地域の実情に応じて農振除外に係る要件を 弾力的に適用するとともに、農業振興地域の変更の権限を都市自治体に移譲する こと。
- (8) 昨今の気象変動の影響により激甚化する豪雨等から水田等の再度災害を防止するため、農業用施設災害復旧関連事業について、排水路全線での改良復旧が可能となるよう、採択基準を拡充すること。
- (9) 自然災害により被災した農業者が早期に営農を再開できるよう、地域の実情を 踏まえ、被災前と同規模の農業用ハウス等の復旧に主眼を置いた災害復旧事業を 創設するとともに、申請手続きを簡素化し、迅速な交付に努めること。
- (10) 大規模農業に適した平地のポテンシャルを活かし、農業の国際競争力を強化するため、用排水経費など、低平地農業地域に対する財政支援制度を創設すること。
- (11) アフターコロナを見据え、農家の所得確保と国際競争力の強化のため、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業を令和3年度以降も実施できるよう、必要となる予算を継続的かつ十分に確保すること。

- (12) 中国向けの米の輸出量を拡大するため、日本海側に中国向けの米の輸出指定登録施設を設置するとともに、米加工品をはじめとする食品の輸入規制の撤廃を働きかけること。
- (13) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について、畜産農家から高く評価されていることから継続して実施すること。
- (14) 中山間地域での営農継続に向け、鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域 の実情を踏まえた採択要件に見直すこと。
 - また、個体数管理を強化するため、有害鳥獣の捕獲に従事する専門職員等の人件費に対して財政支援を講じること。
- (15) 有害鳥獣による農業用施設の破損等が激増し、農業経営に甚大な被害をもたらしているため、被害を受けた農業施設復旧に係る財政支援を拡充すること。
- (16) 市街地での有害鳥獣の出没が増加する中、被害防止を目的とした発砲許可、 市町村の責務とした有害鳥獣の捕獲など、有害鳥獣対策に係る法的規制の問題点 を精査し、改善を図ること。

また、有害鳥獣の捕獲に係る機材購入や人材育成等の活動費に対して財政支援 すること。

(17) 経営継承・発展等支援事業について、補助対象要件である経営に関する主宰 権移譲の基準日を明確にしたうえで、令和3年度以降も十分な予算を確保するこ と。

2 林業振興施策の充実について

- (1) 森林環境譲与税について、人口減少に影響されず、永続的に森林整備を推進するため、より私有人工林面積に応じた配分となるよう、譲与基準を見直すこと。
- (2) 森林経営管理制度について、国の責任において、市町村に対し十分な説明を行うとともに、林業経営者に対しても制度の周知を図ること。
- (3) 国産材利用を推進するため、CLT(直交集成板)の普及対策を強化すること。
- (4) 国産材の供給確保や林業の生産性向上を図るため、主伐における路網整備事業に係る財政支援を拡充すること。

3 エネルギー政策の推進について

- (1) 公共性の高い鉄道事業等の自営電力発電施設について、電源立地地域対策交付金の対象施設となるよう制度を改善するとともに、交付額の算定根拠について、透明性を図ること。
- (2) 原子力災害対策重点区域内の全地域を電源三法交付金の交付対象とすること。
- (3) 洋上風力発電施設の設置を実現するため、電力網と系統連系の強化、技術開発及び研究・養成機関の設立及び港湾機能強化に対する支援措置を講じること。
- (4) 早期に洋上風力発電の事業化が図られるよう、進出を希望する各事業者の計画を踏まえつつ国及び県のイニシアティブのもとで漁業者と調整を行うスキームを整備すること。
- (5) 再生可能エネルギー発電導入を促進するため、日本版コネクト&マネージを 取り入れ、既存の電力系統を最大限活用するとともに、新規参入事業者に過度な 負担を強いることのないよう、国が主体となって、電力系統を増強すること。

4 地域経済の活性化について

- (1) 新たな地域経済の担い手を創出するため、未来を見据えた新しいビジネスに挑戦する起業家を後押しするための補助制度を創設すること。
- (2) 商店街のアーケードや防犯カメラ等の共同施設を今後も適切な形で管理することができるよう、商店街団体が利用しやすい支援策や地域特性を十分考慮した支援制度を創設すること。
- (3) 新型コロナウイルスの影響で経営難に陥っている事業者に対する雇用調整助成金について、地域経済の回復が見込まれるまでの間、特例措置を延長し、雇用情勢に悪影響を及ぼさないように努めること。

また、事業再構築補助金や税制措置の継続など、事業継続に向けた実効性のある支援策を講じること。

(4) 新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が見込まれるため、国による経済対策を継続するとともに、地方自治体独自の経済対策に対して財政支援すること。

5 漁業振興施策の充実について

漁業の担い手を確保するため、新規漁業就業者総合支援事業について十分な予算を確保すること。

6 消費者行政の推進について

消費者を取り巻くトラブルが年々複雑かつ悪質化しており、被害を未然に防ぐ取り組みを実施するために必要な地方消費者行政推進交付金等を、確実に交付すること。